

岩手県告示第609号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成25年8月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定医療機関の名称		所在地	変更年月日
変更前	変更後		
社団法人岩手県看護協会立千厩訪問看護ステーション	公益社団法人岩手県看護協会立千厩訪問看護ステーション	一関市千厩町千厩字町浦32番地2	平成24年5月1日
社団法人岩手県看護協会立二戸訪問看護ステーション	公益社団法人岩手県看護協会立二戸訪問看護ステーション	二戸市福岡字川又47番地	〃
財団法人総合花巻病院	公益財団法人総合花巻病院	花巻市花巻町4番28号	平成25年4月1日